

皆野町告示第62号

皆野町イメージキャラクター「み～な」着ぐるみ貸出要綱を次のように定める。

平成23年7月1日

皆野町長 石木戸道也

皆野町イメージキャラクター「み～な」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、皆野町イメージキャラクター「み～な」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出等について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出)

第2条 町長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出を認めるものとする。

2 貸出期間は、貸出日から返却日を含め、5日間とする。

3 使用料は、無料とする。

(申請)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に使用内容等がわかる資料を添付して、町長に提出しなければならない。

2 着ぐるみ使用申請書（様式第1号）の提出は、貸出を希望する14日前までとする。

(承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、使用を承認することが適当であると認めたときは、速やかに着ぐるみ使用承認通知

書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

2 町長は、着ぐるみの使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、不承認とすることができる。

（1） 皆野町又は皆野町イメージキャラクター「み～な」の品位を傷つけるおそれのあるとき。

（2） 使用内容が、着ぐるみ本体に損傷、汚れを与える可能性があるとき。

（3） 特定の個人、政党、宗教団体を支援するなどの誤解を与えるおそれのあるとき。

（4） 法令及び公序良俗に反しているとき。

（5） その他、町長が着ぐるみの使用について、不相当と認めるとき。

3 町長は、着ぐるみの使用を不承認とするときは、着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）により通知することとする。

（遵守事項）

第5条 前条第1項により、着ぐるみの使用を承認された者（以下、「借受者」という。）は、別に定める「着ぐるみの使用に関する注意事項」を遵守しなければならない。

（原状回復）

第6条 借受者は、着ぐるみの使用が終了したときは、速やかに原状回復を行い、返却日までに着ぐるみを返却しなければならない。

2 着ぐるみに損傷、汚れ等を与えたときにかかる修復経費は、借受者の負担とする。

3 着ぐるみの損傷、汚れが修復できないときは、借受者は現物又は実費をもって弁償するものとする。

（町の責任）

第7条 町は、着ぐるみの貸出により借受者に被害又は第三者への損害が発生した場合、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

着ぐるみ使用申請書

平成 年 月 日

皆野町長 様

申請者

氏 名

印

（名称及び代表者名）

住 所

皆野町イメージキャラクター「み～な」着ぐるみ貸出要綱第3条の規定により、下記のとおり着ぐるみの使用を申請します。

記

イベント名	
使用内容	
使用場所	
貸出希望日	年 月 日
使用日	年 月 日
返却日	年 月 日
担当者連絡先 住所 電話	( )

※イベントの内容がわかる資料を添付すること。

様式第2号（第4条関係）

着ぐるみ使用承認通知書

番 号  
平成 年 月 日

様

皆野町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、皆野町イメージキャラクター「み～な」着ぐるみの使用については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

(1) イベント名

(2) 使用内容 着ぐるみ使用申請書のとおり

(3) 貸出期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(4) 使用日 平成 年 月 日

(5) 返却日 平成 年 月 日

2 使用上の注意 着ぐるみの使用に関する注意事項（別紙1）を遵守すること

3 返却方法 原状に復し返却すること

様式第3号（第4条関係）

着ぐるみ使用不承認通知書

番 号  
平成 年 月 日

様

皆野町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、皆野町イメージキャラクター「み～な」着ぐるみの使用については、下記の理由により不承認とします。

記

（不承認の理由）

(別紙)

## 着ぐるみの使用に関する注意事項

[着ぐるみを着用する際の服装について]

- ・着用する際の服装は、素肌が着ぐるみに触れないよう長袖、長ズボンとする。
- ・頭には、タオル等を着用すること。

[使用者の心得について]

- ・着ぐるみに損傷、汚れを与えないよう十分注意すること。
- ・雨天、降雪時や足元が濡れている場合、屋外での使用は控えること。
- ・公衆の面前での着脱は行わないこと。
- ・イメージ保護のため、着用時の会話はしないこと。

[補助員の設置について]

- ・必ず1名以上補助員をつけ、安全の確保に努めること。

[返却の際のクリーニングについて]

- ・着ぐるみの頭部、スーツ、着物に消臭スプレー等を使用して風通しのよいところで陰干し、十分に乾燥させること。
- ・やむを得ず汚れが付着した場合、きれいなタオル等で拭き取ること。ただし、汚れが落ちない時は速やかに町の担当者に報告し、その後の指示を受けること。

[その他]

- ・着用する会場の天候、気温等を考慮し、十分な水分補給や体の冷却をするなど、暑さ対策をすること。長時間使用する場合は、適宜対応をとるなど無理のない着用を心がけること。